

議案第 95 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 北本市立あすなろ学園
- 2 指定管理者として指定するもの
埼玉県比企郡嵐山町古里 1848 番地
社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
理事長 大澤文徳
- 3 指定の期間 平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

平成 21 年 11 月 30 日 提出

北本市長 石津賢治